

香川県マーケティング支援センター設置要綱

(設置)

第1条 かがわ次世代ものづくり産業振興プランに基づき、香川県の主要産業である、食品産業を振興するため、香川県マーケティング支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(目的)

第2条 センターは、香川県内の食品産業関連企業（以下「県内企業」という。）のマーケティング力の強化を図り、売れる商品づくりを支援することを目的とする。

(事業)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県内企業のマーケティング力強化に資する販路開拓や商品企画に対する支援
- (2) マーケティングに関する情報提供
- (3) 外部協力人材とのネットワーク形成
- (4) その他センターの目的を達成するために必要な事業

(コーディネーター)

第4条 第3条の事業の実施を円滑に進めるため、センターにマーケティングコーディネーターを置く。

(事務局)

第5条 センターの事務局は、香川県商工労働部産業政策課に置く。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営に関して必要な事項は、知事がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。